

令和3年度行政事業レビュー 公開プロセス対象候補事業リスト

(単位:百万円)

府省名	原子力規制委員会	公開プロセス開催日			6月11日(金)13:30~16:00			
事業番号	事業名	令和2年度 補正後予算額	令和3年度 当初予算額	選定基準	事業概要	具体的な選定理由	想定される論点	備考欄
012	原子力安全情報に係る基盤整備・分析評価事業	230	230	ア	国内外の事故・トラブル情報、規制の動向等の原子力安全に係る情報を収集・整理するとともに、規制への反映の要否等の検討に資するべく分析・評価を行い、その結果を技術情報検討会に付す。また、海外との情報共有や、最新情報を集約した定期的な刊行物を作成し、原子力規制委員及び原子力規制庁職員への情報提供を行う。	○行政事業レビュー実施要領3(1)①ア「事業の規模が大きいもの」に該当すること ○今年度が事業の見直し年度に該当する ○事業内容がわかりづらく、また、成果が不明瞭に映る。この点、客観的な観点から事業の内容、成果について点検をする	○本事業のこれまでの成果及び当面の到達点と、その成果として得られた知見等がどのように活用されているのか ○現在の進捗状況と今後の方針について	
018	原子力施設における外部事象等に係る安全規制研究事業	1,362	1,358	ア	新規基準の施行を踏まえ、原子力発電所の新規基準適合性に係る審査(設置許可、工事計画認可、安全性向上評価の妥当性確認等)への新知見の反映及び耐震・耐津波等に関連する基準類(評価ガイド、審査ガイド等)の継続的な整備・反映に資するため、地震・津波等の外部事象の規模や頻度等の評価と、それらの外部事象の影響を受ける建屋・機器等の応答や耐力の評価、及びこれらを総合的に評価する手法等の整備等に係る研究事業を実施する。	○行政事業レビュー実施要領3(1)①ア「事業の規模が大きいもの」に該当すること ○今年度が事業の見直し年度に該当する ○平成28年度公開プロセスをうけ、その後の成果を再度公開プロセスに諮ることで、事業の適正性、前回の指摘に関する点検をする	○事業の終了年度を迎えるにあたり、取組みの成果と課題について ○成果として得られた知見等がどのように活用されているのか ○平成28年度に公開プロセス時の指摘内容についての取組等 ○今後の方針について	
020	発電炉シビアアクシデント安全設計審査規制高度化研究事業	955	694	ア	今後の安全規制を支援するため、国際協力を通じて最新の技術的知見等を調査するとともに、信頼性の向上した技術的知見の蓄積のため、実験を通じた不確実さの大きいシビアアクシデント現象のメカニズム解明、最新知見に基づく解析コードの開発、妥当性の確認された解析評価手法の整備を実施する。このようにして拡充される最新の技術的知見に基づき、バックフィット要否等の判断を支援するための技術基盤を維持・向上する。	○行政事業レビュー実施要領3(1)①ア「事業の規模が大きいもの」に該当すること ○今年度が事業の見直し年度に該当する ○研究事業に関しては、その位置づけや成果が見えづらく、幅広い種類の研究について公開プロセスの対象として点検をする	○事業内で行っている研究の成果について ○事業最終年度の知見整理に必要な作業の評価 ○一者応札に係る競争性確保についての取組 ○今後の方針について ○本事業を行う目的(安全研究における課題など)及び安全研究全体の中での位置づけと規制行政への事業の貢献について	
039	放射線安全規制研究戦略的推進事業	289	214	ア	放射線安全規制研究戦略的推進事業は、放射線障害防止に係る規制等を最新・最善のものにするため、年度毎に原子力規制委員会が示す重点テーマに基づいて、研究機関等からの提案を踏まえつつ、規制等の改善に資する知見を継続的に創出する事業である。本事業では、規制等の基盤となる知見の創出に向けた領域、規制等の整備・運用に資する知見の創出に向けた領域、科学的根拠に基づく合理的な安全管理の実現に向けた領域、原子力災害等における公衆や災害対応者等の防護の実践力向上のための領域、国際的な最新知見の収集・展開に係る横断的領域の調査研究を推進するとともに、規制等の改善活動を支える関係研究機関によるネットワークの構築を推進する。	○「事業の規模が大きいもの」に該当 ○今年度が事業の見直し年度に該当する ○事業の位置づけや成果が見えづらく、公開プロセスの対象として点検をする	○本事業により得られた知見等をどのように活用しているのか ○成果目標や活動指標の整理・貢献についての記載の適正性、明確性 ○今後の方針について	

(注1)公開プロセス開催日が確定していない府省にあっては、「〇月△日頃」等の大まかな記載で差し支えない。
 (注2)事業番号欄には、令和元年度行政事業レビューにおける事業番号を記載する。
 (注3)対象事業は事業単位で対象とすることとし、事業の一部のみを対象としないこと(なお、特に議論する必要のある箇所については、論点において整理すること。)
 (注4)選定基準欄は、「行政事業レビュー実施要領」の第2部3(1)①のア～オのいずれに該当するかについて記載する。
 ○「行政事業レビュー実施要領」(抄)
 第2部3(1)①
 ア 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの
 イ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの
 ウ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの
 エ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの(複数も可)
 オ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの